

岐阜県介護職員資質向上支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護業務に従事する職員（以下「介護職員」という。）の研修の受講を支援することにより、介護職員のキャリアアップ・スキルアップを図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的を達成するため、介護サービス事業所及び介護職員が希望する研修について、研修機関との調整、研修費の一部負担による支援（予算の範囲内に限る。）等のコーディネートを行うものとする。

(事業の対象)

- 第3条 この事業の対象となる研修は、別表に定める研修のうち、県が指定するものとする。
- 2 この事業の対象となる事業所は、岐阜県知事又は岐阜県内市町村長の指定を受けて介護保険サービスを提供する介護サービス事業所とする。
 - 3 この事業の対象となる職員は、前項の介護サービス事業所の介護職員とし、一の研修について、1事業所当たり2名までとする。

(事業の申請)

第4条 この事業によるコーディネートを受けようとする介護サービス事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、岐阜県介護職員資質向上支援事業支援申請書（別添様式1）を岐阜県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）あてに提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 県社協会長は、研修機関と調整のうえ、支援の決定をしたときは、速やかに申請者に対し岐阜県介護職員資質向上支援事業支援決定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。

(研修費の納付)

- 第6条 県社協会長は、前条の決定をした申請者への支援として、別表に定める研修費の2分の1の額（受講者1人につき、その額が1万円を超えるときは1万円）を研修機関に納付する。
- 2 前条の決定通知を受けた申請者は、当該通知に従い、指定期限までに指定された研修費を研修機関に納付しなければならない。

(支援の中止)

- 第7条 申請者は、事業の対象となった受講者が当該研修を受講しない時、もしくは受講しなかった時は、ただちにその旨を県社協会長及び研修機関に連絡しなければならない。
- 2 県社協会長は、申請者から前項の連絡があった時は、当該支援をただちに中止し、研修機関にその旨を通知する。
 - 3 前項により支援を中止した場合において、県社協が研修機関に前条第2項の研修費を納付済みであって、かつ、当該研修費が県社協へ返還されない時は、県社協会長は、当該金額を申請者に請求するものとし、申請者はこれに応じなければならない。

(受講結果の通知)

第8条 研修機関の長は、この支援事業の対象となった受講者の受講状況について、研修終了後速やかに県社協会長あて通知するものとする。

(その他)

第9条 この事業の実施に当たり必要な事項は、県社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から実施し、平成21年度事業から適用する。

別表

対象となる研修	対象となる研修費
<ul style="list-style-type: none">・岐阜県が主催（委託を含む。）する研修・県社協が主催する研修・社会福祉法人 岐阜県福祉事業団が主催する研修	<ul style="list-style-type: none">・研修受講料（参加費）・テキスト代